

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ボンド G 17 Z
製品コード	151062
供給者の会社名称	コニシ株式会社
住所	大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
担当部門	浦和研究所 研究開発第3部
電話番号 (大阪営業推進部)	06-6228-2994
緊急連絡電話番号 (夜間・休日)	090-7356-6462
推薦用途及び使用上の制限	一般造作用。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分2
自然発火性液体 区分外
自己発熱性化学品 区分外
水反応可燃性化学品 区分外
酸化性液体 区分外

健康有害性

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A
生殖毒性 区分2
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分2 (血管系)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分3 (麻酔作用 気道刺激性)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分2 (血液 中枢神経系 末梢神経系)
吸引性呼吸器有害性 区分外
水生環境有害性 (急性) 区分1
水生環境有害性 (長期間) 区分3
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

注意

H225 引火性の高い液体及び蒸気
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H371 血管系の障害のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液、中枢神経系、末梢神経系の障害のおそれ
H400 水生生物に非常に強い毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

ガスの吸入を避けること。(P261)

ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)

	粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
	容器を密閉しておくこと。(P233)
	容器を接地すること。アースをとること。(P240)
	防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
	火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
	静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
	ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
	屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
	環境への放出を避けること。(P273)
	保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
	保護手袋を着用すること。(P280)
応急措置	皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
	皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
	吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
	気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
	特別な処置が必要である。(P321)
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
	火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
	漏出物は回収すること。(P391)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
	換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
	施錠して保管すること。(P405)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)
重要な徴候及び想定される非 常事態の概要	有機溶剤中毒を起こすことがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名

クロロブレンゴム系溶剤形接着剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
シクロヘキサン	30~40%	C ₆ H ₁₂	(3)-2233	—	110-82-7
アセトン	10~20%	CH ₃ COCH ₃	(2)-542	—	67-64-1
酢酸イソプロピル	5~10%	—	(2)-727	—	108-21-4
n-ヘキサン	5~10%	CH ₃ (CH ₂) ₄ CH ₃	(2)-6	—	110-54-3
メチルペンタン (混合物)	1~5%	C ₆ H ₁₄	(2)-6	—	—

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
シリカ	1%未満	—	(1)-548	—	112926-00-8
メチルイソブチルケトン	1%未満	CH ₃ CH(CH ₃)CH ₂ COCH ₃	(2)-542	—	108-10-1
ロジン	1%未満	—	(7)-935	—	8050-09-7
2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	1%未満	—	(9)-1805	—	128-37-0
酸化亜鉛	1%未満	ZnO	(1)-561	—	1314-13-2

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9）

2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール（法令指定番号：262）（5%未満）
アセトン（法令指定番号：17）（10%～20%）
シクロヘキサン（法令指定番号：232）（30%～40%）
シリカ（法令指定番号：312）（5%未満）
ヘキサン（法令指定番号：520）（10%～20%）
メチルイソブチルケトン（法令指定番号：569）（5%未満）
ロジン（法令指定番号：632）（5%未満）
酸化亜鉛（法令指定番号：188）（5%未満）
酢酸プロピル（法令指定番号：182）（1%～10%）

化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）

第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）

ノルマルヘキサン（法令指定番号：392）（6.6%）

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

多量の水と石鹼で洗うこと。

直ちに医師に連絡すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

直ちに医師に連絡すること。

救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

眼に入った場合

飲み込んだ場合

応急措置をする者の保護

5. 火災時の措置

消火剤

粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、砂、一般の泡消火剤。

使ってはならない消火剤

水。

棒状注水。

火災によって刺激性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

極めて燃え易い：熱、火花、火災で容易に発火する。

特有の危険有害性

ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。

特有の消火方法
消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	危険な現場を分離して無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。 漏洩場所を換気する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 希釀水は汚染を引き起こすおそれがある。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策	すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。 換気の良い場所で取り扱うこと。 眼、皮膚又は衣類に付けないこと。 取扱い後はよく手を洗いうがいをする。 火気厳禁、静電気注意。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	
安全な保管条件	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 保管温度：2～40°C 日光から遮断すること。 容器を密閉して保管すること。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(A C G I H)
シクロヘキサン	—	150ppm(520mg/m ³)	TWA 100 ppm, STEL -
アセトン	500ppm	200ppm(470mg/m ³)	TWA 250 ppm, STEL 500 ppm
酢酸イソプロピル	100ppm	—	TWA 100 ppm, STEL 200 ppm
n-ヘキサン	40ppm	40ppm(140mg/m ³) (皮)	TWA 50ppm(n-Hexane) TWA 500ppm, STEL 1000ppm(Hexane, Other isomers)
メチルペンタン (混合物)	—	—	TWA 500 ppm, STEL 1000 ppm
シリカ	—	—	—
ロジン	—	—	TWA - (L), STEL -

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(A C G I H)
メチルイソブチルケトン	20ppm	50ppm(200mg/m ³)	TWA 20 ppm, STEL 75 ppm
2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	—	—	TWA 2 mg/m ³ (IFV), STEL —
酸化亜鉛	—	(検討中) ppm((検討中) mg/m ³); 【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵1mg/m ³ 総粉塵4mg/m ³	TWA 2 mg/m ³ (R), STEL 10 mg/m ³ (R)

設備対策

換気をしながらご使用ください。

本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。

局所排気装置を設置する。

保護具**呼吸器の保護具**

防毒マスクには有機ガス用吸収缶を使用する。

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼の保護具

眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質**外観****物理的状態**

液体

形状

粘稠液

色

淡黄色

臭い

芳香臭

pH

データなし

沸点、初留点及び沸騰範囲

56°C(アセトン)

引火点

-22°C (最低引火点採用)

燃焼又は爆発範囲**下限**

データなし

上限

データなし

蒸気密度

1以上(空気=1)

比重(密度)約0.87 g/cm³**溶解度**

水に不溶、有機溶剤に可溶

自然発火温度

情報なし

粘度(粘性率)

2000~3000 mPa·s

10. 安定性及び反応性**反応性**

反応性なし。

化学的安定性

通常の条件下では安定である。

危険有害反応可能性

反応性なし。

避けるべき条件

溶剤の蒸気は空気より重く、地面あるいは床の沿って移動することがあり、遠距離引火の可能性がある。

混触危険物質

酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。

危険有害な分解生成物

燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報**急性毒性****経口**

分類結果は急性毒性(経口)一区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため急性毒性(経口)一分類できないとした。

経皮

分類結果は急性毒性(経皮)一区分外となるが、分類できない成分が約40%含まれるため急性毒性(経皮)一分類できないとした。

吸入

分類結果は急性毒性(吸入:蒸気)一区分外となるが、分類できない成

皮膚腐食性及び皮膚刺激性	分が約 80 %含まれるため急性毒性（吸入：蒸気）一分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）一分類できないとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	混合物の成分の皮膚腐食性及び皮膚刺激性一分区2の濃度合計が10%以上ため皮膚腐食性及び皮膚刺激性一分区2とした。 混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性一分区2Aの濃度合計が10%以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性一分区2Aとした。 分類結果は呼吸器感作性一分区外となるが分類できない成分が90%以上含まれるため呼吸器感作性一分類できないとした。但し、分区1の成分を0.1%以上1%未満含んでいる。 分類結果は皮膚感作性一分区外となるが、分類できない成分が約80%含まれるため皮膚感作性一分類できないとした。但し、分区1の成分を0.1%以上1%未満含んでいる。
生殖細胞変異原性	分類結果は生殖細胞変異原性一分区外となるが、分類できない成分が約40%含まれるため生殖細胞変異原性一分類できないとした。
発がん性	分類結果は発がん性一分区外となるが、分類できない成分が約50%含まれるため発がん性一分類できないとした。但し、分区2の成分を0.1%以上1%未満含んでいる。
生殖毒性	混合物の成分の生殖毒性一分区2の濃度が3%以上のため生殖毒性一分区2とした。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）一分区2（血管系）の濃度が10%以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一分区2（血管系）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）一分区3（麻酔作用）の濃度が20%以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一分区3（麻酔作用）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）一分区3（気道刺激性）の濃度が20%以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一分区3（気道刺激性）とした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）一分区1（中枢神経系）の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）一分区2（中枢神経系）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）一分区1（末梢神経系）の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）一分区2（末梢神経系）とした。 混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）一分区2（血液）の濃度が10%以上のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）一分区2（血液）とした。
吸引性呼吸器有害性	40°C動粘性率が20.5 mm ² /sより大きいため吸引性呼吸器有害性一分区外とした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	混合物の成分の水生環境有害性（急性）一分区1 X 毒性乗率の濃度が25%を越えるため水生環境有害性（急性）一分区1とした。
水生環境有害性（長期間）	混合物の成分の（毒性乗率X100 X 水生環境有害性（長期間）一分区1）+（10 X 水生環境有害性（長期間）一分区2）+ 水生環境有害性（長期間）一分区3の濃度が25%を越えるため水生環境有害性（長期間）一分区3とした。
生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし
その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
乾燥物は廃プラスチック類に分類される（安定型産業廃棄物）。

汚染容器及び包装

空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。
外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理（単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物）。
金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。
ガラス容器：ガラスくずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。
プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	1133
Proper Shipping Name	ADHESIVES
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable

航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	1133
Proper Shipping Name	ADHESIVES
Class	3
Packing Group	II

国内規制

陸上規制

消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。

船舶安全法の規定に従う。

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1133
品名	接着剤
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

航空法の規定に従う。

航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1133
品名	接着剤
国連分類	3
等級	II

特別の安全対策

『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。

容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。

緊急時応急措置指針番号

128

15. 適用法令

労働安全衛生法

第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）

作業環境評価基準（法第65条の2第1項）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9）

危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9）

第4類 第一石油類（非水溶性）

輸出貿易管理令別表第1の16の項

引火性液体類（危規則第2、3条危険物告示別表第1）

引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）

危険物・引火性液体類（法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二）

消防法

外国為替及び外国貿易法

船舶安全法

航空法

港則法

化学物質排出把握管理促進法（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
P R T R 法）

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等（別表第1 第37号で示す範囲 特別有機溶剤：1%以下、特別有機溶剤と有機溶剤の合計：5%超）（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2、3の3号）

16. その他の情報

本安全データシートは、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年11月1日施行）に対応しています。

連絡先

『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。

参考文献

J I S Z 7253-2012 G H Sに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（S D S）

J I S Z 7252-2014 G H Sに基づく化学物質等の分類方法
経済産業省 事業者向けG H S分類ガイド（平成25年7月）

一般社団法人 日本化学会 G H S対応ガイドライン（2012年6月）

日本ケミカルデータベース(株) S D S作成システム「ロジスト」により作成。

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。

法改正や製品の改良により S D S を改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。

S D S の伝達の経路：安全データシート（S D S）は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のS D Sの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】

以前にお渡しした本製品の安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。

ホルムアルデヒド放散等級

JIS A 5549（造作用接着剤）F ★★★★

4 V O C 放散速度基準

日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-400980 4 V O C 基準適合

前版からの変更点

「3. 組成及び成分情報」に変更があります

「8. ばく露防止及び保護措置」に変更があります

「15. 適用法令」に変更があります

「16. その他の情報」に変更があります